

提出必要

水道局と給水契約がある飲食店等 様用

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金等の支払猶予及び特例減免制度

## 減免要件確認

(店舗名称を記入してください。)

1. 店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ	
	店舗名はできるだけ詳しく書いてください。(例)居酒屋 駅前店	

(は該当するものに✓を入れ、必要事項を記入してください。)

2. 飲食店営業許可	食品衛生法に基づく飲食店営業許可を得ている。 「飲食店営業許可証」の写しの提出が必要	<input type="checkbox"/> はい ↓ 3へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 対象外です
	3. 店内の状況	店内で飲食できるスペースがあり、飲食ができる。	<input type="checkbox"/> はい ↓ 4へ
4. 業態	酒類の提供を行う飲食店等(業態一覧表)である。 対象の方は、「業態一覧表」から該当するものの番号を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい ↓ 5へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 対象外です
	番号		
5. 営業開始日	<input type="checkbox"/> 平成31年1月1日以前に営業を開始。	6へ	
	<input type="checkbox"/> 平成31年1月2日から令和2年3月31日の間に営業を開始。 に該当する場合は、「営業開始日」を記入してください。 営業開始日 平成 年 月 日 令和		
	<input type="checkbox"/> 令和2年4月1日以降に営業を開始。	対象外です	
6. 売上の比較	A 令和2年の売上額 →	円	別途、それぞれの年の「売上額が確認できるものの写し」を提出してください。
	B 令和元年の売上額 →	円	
	平成31年1月2日～令和2年3月31日の間に営業開始した方は、比較方法が異なりますので水道局ホームページで詳細をご確認ください。	減収率	%

## 業態一覧表

番号	業態(飲食店)	酒類の提供を行う飲食店 又は 接待を伴う飲食店
1	キャバレー、ダンスホール	
2	スナック、ラウンジ	
3	ホストクラブ、キャバクラ	
4	1～3以外の接待を伴う飲食店	

番号	業態(飲食店)	酒類の提供を行う飲食店 宅配・テイクアウトサービスは除く
5	オーセンティックバー、ショットバー	
6	スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー	
7	パブ、サロン	
8	ナイトクラブ、ディスコ	
9	酒類の提供を行うカラオケ店	
10	居酒屋、大衆酒場、ビアホール	
11	専門店(寿司、麺類、焼肉など)	
12	レストラン、カフェ	
13	5～12以外の酒類の提供を行う飲食店	

番号1～13は、いずれの店舗も食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店が対象です。

業態は、大阪府が「第32回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において休業・営業時間短縮自粛要請した対象施設(事業所)と同様とします。